

国土交通省犯罪被害者等関係施策について

平成18年3月23日

国土交通省



Ministry of Land, Infrastructure and Transport

犯罪被害者等施策の概要（自賠償関係）

交通事故相談センターが行う法律相談及び示談斡旋事業を支援
自賠償保険・共済紛争処理機構の紛争調停業務を支援
政府保障事業により、ひき逃げ等の被害者に保障金を支給

（財）日弁連交通事故相談センターの法律相談及び示談斡旋事業に対する補助

法律相談

（平成16年度 34,353件）

自賠償保険に係る自動車事故の損害賠償の支払いに関する法律相談を行う。

損害賠償責任者の認定
損害賠償額の算定
損害賠償責任の有無、過失の割合
損害の請求方法 等

示談斡旋

（平成16年度 2,428件）

自賠償保険に係る自動車事故事案の示談斡旋を行う。

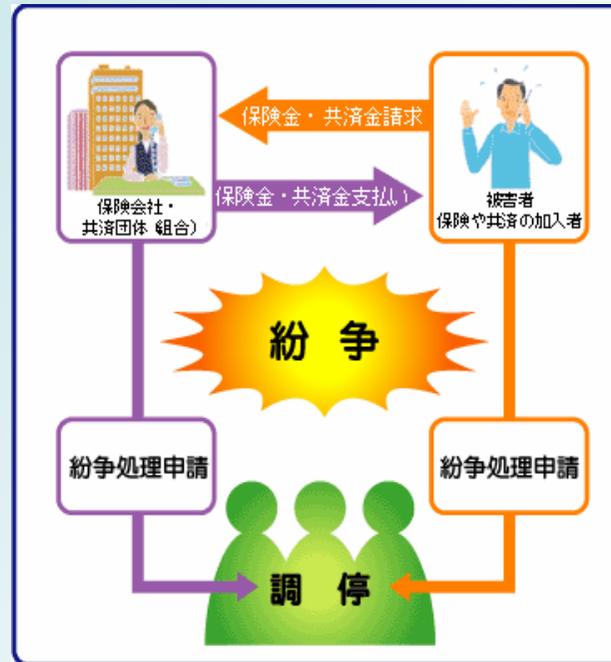
（財）自賠償保険・共済紛争処理機構の事業に対する補助

紛争の調停業務

（平成16年度 423件）

自賠償保険金の支払に関し、被害者等の紛争処理申請に基づき、調停を実施。

公正中立で、専門的な知識をもつ弁護士や医師等が支払い内容を審査。

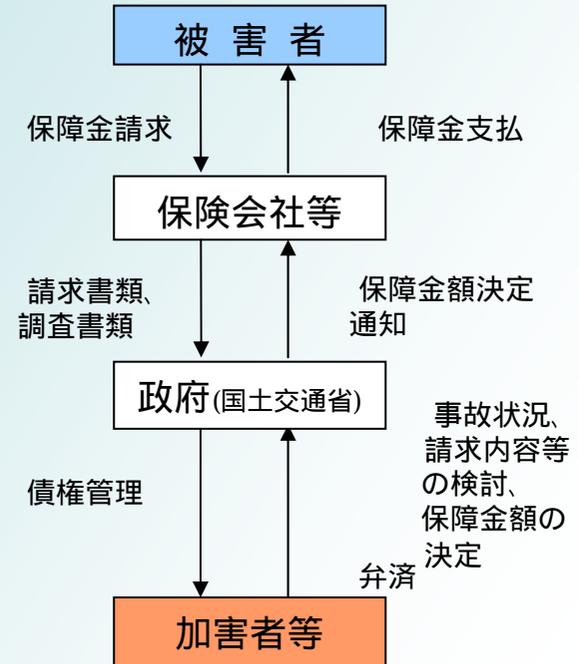


政府保障事業による保障金の支給

政府保障事業

（平成16年度 4,754件）

ひき逃げ等に遭った被害者に対し、政府が本来の加害者に代わって直接損害の填補を行うもの。



犯罪被害者等施策の概要（公営住宅関係）

公営住宅への入居の支援

優先入居

公営住宅の入居者の選考に際し、事業主体の判断により、犯罪被害者等を優先的に取り扱うこととする。
（平成17年12月ガイドライン策定済）

同居親族要件の緩和等

DV被害者について、公営住宅への単身入居を可能とする。（平成17年12月政令改正済）
なお、他の犯罪被害者等についても、目的外使用による入居を制度化する。（平成17年12月ガイドライン策定済）

参 考

優先入居制度の概要

- ・公営住宅は住宅に困窮する低額所得者に対して供給されるもの
- ・特に困窮度が高い者について、地方公共団体の判断により、公営住宅の入居者の選考に際し、優先的に取り扱うことが可能

1 優先入居の取扱いが適当と考えられる世帯

優先入居の判断は事業主体が決めるが、国として以下のものを参考として示している（通知）。

高齢者世帯 / 障害者世帯 / 多子世帯 / 著しく低所得の世帯 /
ホームレス / DV被害者 等 （平成17年12月に犯罪被害者を追加）

2 優先入居の実施方法

募集戸数の中に優先入居の取扱いを行う世帯の戸数枠を設ける方法
戸数枠を設けずに抽選による当選率を一般の入居希望者より有利に取り扱う方法

（参考）優先入居を実施している公営住宅の管理戸数（平成14年度末）

・障害者世帯	16,650戸
・母子世帯	21,443戸
・高齢者世帯	40,381戸
・多子世帯	3,319戸
・著しく低所得の世帯	7,516戸
	等

単身入居制度の概要

- ・公営住宅への入居は、原則として同居親族を有することが必要
- ・ただし、高齢者、身体障害者等特に居住の安定を図る必要があると認められる者については、単身での入居も可能

単身入居が可能な者（公営住宅法施行令第6条）

障害者
生活保護の被保護者
60歳以上の者 等
（平成17年12月改正によりDV被害者、精神・知的障害者を追加）

（参考）平成15年度に入居した戸数	82,521戸
うち単身入居戸数	15,651戸（19.0%）
（内訳） 身体障害者	916戸（1.1%）
生活保護の被保護者等	2,483戸（3.0%）
50歳以上の者	12,252戸（14.8%）

（ ）内は、単身入居戸数の入居戸数全体に占める割合

都市再生機構賃貸住宅の活用の検討

独立行政法人都市再生機構において、機構賃貸住宅における犯罪被害者等の入居優遇措置について、公営住宅への優先入居に関する検討結果を踏まえ、必要性について検討する。